

職 発 0726 第 7 号  
令和元年 7 月 26 日

一般社団法人  
日本生産技能労務協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



派遣労働者の無期転換の際の通勤手当と基本給の取扱い  
に関する要請書

日頃から労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「改正労働者派遣法」という。）については、来年 4 月 1 日から施行される予定です。

改正労働者派遣法に基づく通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、派遣労働者の待遇の改善であり、各派遣元事業主におかれては、来年 4 月の改正労働者派遣法の施行に向けて、派遣労働者の待遇の改善のための賃金規程の整備等を労使の十分な話し合いにより進めていただくことが必要です。

本年 3 月、国会審議及び新聞報道等において、一部の派遣元事業主において、有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する際に、希望する場合には、一定額を上限として通勤手当を支給する代わりに、基本給から一定額を減額する取扱いが行われていることについて指摘があったところです。

各派遣元事業主におかれては、通勤手当の支給等の派遣労働者の待遇の見直しを行うに当たっては、改正労働者派遣法の目的が派遣労働者の待遇の改善であること等を踏まえ、下記の事項にご留意いただくことが必要です。また、当該見直し後の派遣労働者の待遇について、改正労働者派遣法第 30 条の 3 又は第 30 条の 4 第 1 項の規定に反しないものとするのが求められることに十分ご注意ください。

貴会におかれましても、これらの内容について御理解の上、会員の派遣元事業主、関係者等に対して、改めて周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

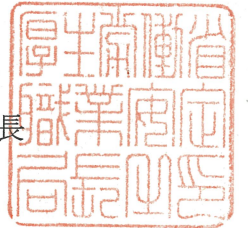
## 記

- 1 有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する場合等に、通勤手当を支給する一方で、基本給を引き下げ、派遣労働者の賃金の総額を実質的に引き下げることは、改正労働者派遣法の目的に照らして問題であること。
- 2 有期雇用派遣労働者から無期雇用派遣労働者への転換等に伴い、基本給を含めた労働条件を変更する際には、労働契約法に規定する事項に加え、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、当該基本給の変更の内容のみならず、様々な手当等の額に影響し得ることを含め、丁寧に説明する等、労使で話し合いを行うことが肝要であること。

職 発 0726 第 8 号  
令和元年 7 月 26 日

一般社団法人  
日本人材派遣協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長



派遣労働者の無期転換の際の通勤手当と基本給の取扱い  
に関する要請書

日頃から労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「改正労働者派遣法」という。）については、来年 4 月 1 日から施行される予定です。

改正労働者派遣法に基づく通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、派遣労働者の待遇の改善であり、各派遣元事業主におかれては、来年 4 月の改正労働者派遣法の施行に向けて、派遣労働者の待遇の改善のための賃金規程の整備等を労使の十分な話し合いにより進めていただくことが必要です。

本年 3 月、国会審議及び新聞報道等において、一部の派遣元事業主において、有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する際に、希望する場合には、一定額を上限として通勤手当を支給する代わりに、基本給から一定額を減額する取扱いが行われていることについて指摘があったところです。

各派遣元事業主におかれては、通勤手当の支給等の派遣労働者の待遇の見直しを行うに当たっては、改正労働者派遣法の目的が派遣労働者の待遇の改善であること等を踏まえ、下記の事項にご留意いただくことが必要です。また、当該見直し後の派遣労働者の待遇について、改正労働者派遣法第 30 条の 3 又は第 30 条の 4 第 1 項の規定に反しないものとするのが求められることに十分ご注意ください。

貴会におかれましても、これらの内容について御理解の上、会員の派遣元事業主、関係者等に対して、改めて周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する場合等に、通勤手当を支給する一方で、基本給を引き下げ、派遣労働者の賃金の総額を実質的に引き下げることは、改正労働者派遣法の目的に照らして問題であること。
- 2 有期雇用派遣労働者から無期雇用派遣労働者への転換等に伴い、基本給を含めた労働条件を変更する際には、労働契約法に規定する事項に加え、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、当該基本給の変更の内容のみならず、様々な手当等の額に影響し得ることを含め、丁寧に説明する等、労使で話し合いを行うことが肝要であること。

職 発 0726 第 9 号  
令和元年 7 月 26 日

一般社団法人  
NEOA代表理事 殿

厚生労働省職業安定局長



派遣労働者の無期転換の際の通勤手当と基本給の取扱い  
に関する要請書

日頃から労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「改正労働者派遣法」という。）については、来年 4 月 1 日から施行される予定です。

改正労働者派遣法に基づく通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、派遣労働者の待遇の改善であり、各派遣元事業主におかれては、来年 4 月の改正労働者派遣法の施行に向けて、派遣労働者の待遇の改善のための賃金規程の整備等を労使の十分な話し合いにより進めていただくことが必要です。

本年 3 月、国会審議及び新聞報道等において、一部の派遣元事業主において、有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する際に、希望する場合には、一定額を上限として通勤手当を支給する代わりに、基本給から一定額を減額する取扱いが行われていることについて指摘があったところです。

各派遣元事業主におかれては、通勤手当の支給等の派遣労働者の待遇の見直しを行うに当たっては、改正労働者派遣法の目的が派遣労働者の待遇の改善であること等を踏まえ、下記の事項にご留意いただくことが必要です。また、当該見直し後の派遣労働者の待遇について、改正労働者派遣法第 30 条の 3 又は第 30 条の 4 第 1 項の規定に反しないものとするのが求められることに十分ご注意ください。

貴会におかれましても、これらの内容について御理解の上、会員の派遣元事業主、関係者等に対して、改めて周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 有期雇用派遣労働者が無期雇用派遣労働者に転換する場合等に、通勤手当を支給する一方で、基本給を引き下げ、派遣労働者の賃金の総額を実質的に引き下げることは、改正労働者派遣法の目的に照らして問題であること。
- 2 有期雇用派遣労働者から無期雇用派遣労働者への転換等に伴い、基本給を含めた労働条件を変更する際には、労働契約法に規定する事項に加え、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、当該基本給の変更の内容のみならず、様々な手当等の額に影響し得ることを含め、丁寧に説明する等、労使で話し合いを行うことが肝要であること。